

第2章 不当な取引制限

第1節 概論

第1. 定義等

第2条6項

この法律において「**不当な取引制限**」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

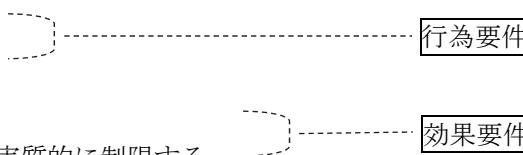
第3条

事業者は、私的独占又は**不当な取引制限をしてはならない**。

(特徴)

- ・ 複数事業者間での**共同行為**
- ・ 共同で対価を決定するなど、**競争を回避しようとする**行為
- ・ 競争を実質的に制限すると認められる場合に違法（おそれでは足りない）

(要素・要件)

- ① 事業者が
 - ② 他の事業者と共同して
 - ③ 相互にその事業活動を拘束し
 - ④ 公共の利益に反して
 - ⑤ 一定の取引分野における競争を実質的に制限する
- 

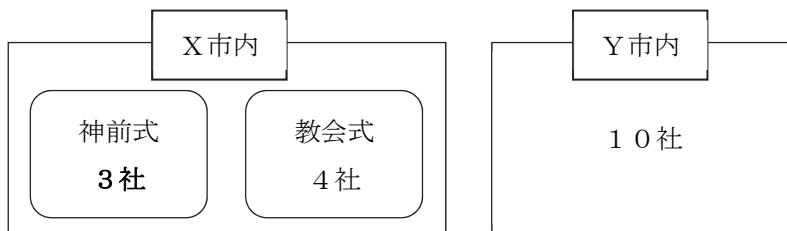
第2. 各要件の基本的意義

『事例』

X市内には、結婚式場サービスの提供事業を営む事業者が7社存在する。そのうち、3社は神前式によるサービスを、他4社は教会式によるサービスを提供している。また、隣接するY市内には、同業者がさらに10社存在する。

近年、神前式で挙式するカップルの数は減少傾向にあり、神前式によるサービスを提供する事業者らは業績低下に悩まされている。そのような中、X市内で神前式によるサービスを提供している3社は、会合を開き、「業界の不況を乗り切るには3社が協力する必要がある」、「式場サービスの料金の設定は、1組当たり50万円で統一しよう」と合意をするに至った。

かかる3社の行為は独禁法に違反するか。



1 行為要件

(1) 他の事業者と「共同して」(②)

= ここにいう「共同して」とは、同一又はそれに準じる行動（価格引上げ等）を実施することについて意思の連絡（合意）があることを意味する（東京高判平7.9.25〔東芝ケミカル事件〕【百選21】）。

cf. 原材料価格の高騰という市況の変化に合わせて、各メーカーが同時期に一斉に値上げをすることになったとしても（行為が客観的に共同していても）、意思の連絡がない限りは、ここにいう「共同して」には該当しない。

- 冒頭事例において、3社は式場サービスの料金を50万円で統一することを合意しているから、意思の連絡があるといえる。

(2) 相互にその事業活動を「拘束」し (③)

- = (意思の連絡により) 各事業者の事業活動が事実上相互に拘束されることで足りる (最判昭 59. 2. 24 [石油価格協定刑事事件] 【百選 31】)。
- 法律上 (法的に) 拘束されることまでは不要。
 意思連絡の内容に従うことが契約上の義務とされている必要はない。
 違反した場合の制裁の有無も問わない。
- 本来的には自由に事業活動上の意思決定を行うことができるところを、意思連絡 (合意) に制約されて意思決定を行うことになるといえれば、事実上の拘束が認められる (最判平 24. 2. 20 [多摩談合事件] 【百選 20】)。
- ・ 冒頭事例では、3社とも、本来的には自由に式場サービスの料金を決めるができるところを、本件合意に制約されて料金を 50 万円に設定することになるから、3社の事業活動が事実上相互に拘束されるといえる。

2 効果要件

(1) 「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」(⑤)

ア 各要素の基本的意義

- ・ 「一定の取引分野」とは、形式的には「市場」のことを意味する。
- ・ 「競争」とは、独禁法の保護法益である自由競争経済秩序のことを意味する。
→ 「一定の取引分野における競争」とは、ある市場で形成されている自由競争経済秩序（あるいは競争機能）を意味している。
- ・ 「実質的に制限する」とは、自由競争経済秩序（競争機能）に実質的な悪影響を生じさせることをいい、競争を完全に消失させる（独占状態を創出する）ことまでは要しない。

イ 「競争を実質的に制限する」の意義

以下のように複数の表現で定義される（いずれも意味は変わらない）。

- ・ 「市場が有する競争機能を損なうこと」（前掲・多摩談合事件）
- ・ 「競争自体が減少して、特定の事業者または事業者集団が、その意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる」状態をもたらすこと（東京高判昭 26.9.19【東宝スバル事件】【百選3】参照）
 - 個々の事業者間の競争（行為としての競争）を制限することではない。
 - 完全に価格等を支配できる状態に至らなくても充足する。
 - 市場を支配することのできる状態あるいは力のことを「市場支配的状態」とか「市場支配力」と呼ぶ。「競争を実質的に制限すること」を「市場支配力の形成、維持ないし強化」と表現する判例もある（後掲・N T T 東日本事件）。

ウ 「一定の取引分野」の意義

- 形式的には「市場」のことを意味するが、そもそも「市場」とは何なのか。

『多義的に用いられる「市場」』

- 形式的意味における「市場」

何らかの商品・役務を対象とする取引が行われる場（領域）のことである。日常用語としての「マーケット」が指す意味に近い。

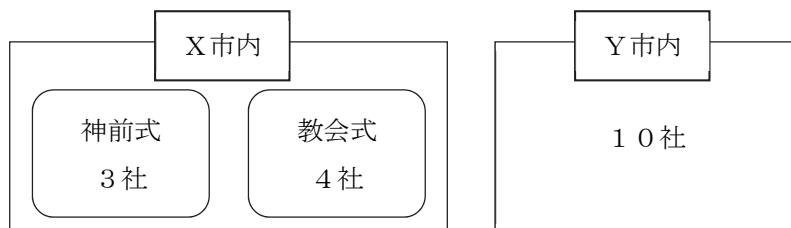
ex) アガルートは新たにブライダル市場にも参入することを決定した。

- 実質的意味における「市場」

1つの競争秩序が形成されている範囲、あるいは競争機能が有効に働く範囲ことをいう。例えば、沖縄県にも北海道にもブライダル市場は存在するが、沖縄県の事業者と北海道の事業者は互いに顧客を奪い合う関係になく、安易な値上げを牽制し合うような関係にもないであろう。その場合、競争機能が有効に働く範囲としての「市場」は、沖縄県と北海道において別個に形成されているものと捉えることになる。

☞ 独占禁止法違反の検討で問題となるのは、実質的意味における「市場」ないし「一定の取引分野」であり、事案ごとに、どのような「市場」（一定の取引分野）が形成されているのかを画定する必要がある。

- 具体的な事案では、「市場」（一定の取引分野）をどのように画定するかによって、競争が実質的に制限されるか否かの結論が変わり得る。



I 「X市における神前式サービスの提供市場（分野）」と画定する場合

→ その市場に3社の競争者は存在しないから、3社が料金をある程度自由に左右し得る状態がもたらされる（競争が実質的に制限される。）。

II 「X市における式場サービス全体の提供市場」と画定する場合

→ その市場には、教会式4社という競争者が存在するから、上記のような状態（市場支配的状態）がもたらされるか否かは微妙になる（3社が価格を引き上げれば、教会式4社が価格を引き下げて顧客を奪おうとすることが予想され、3社はそれを怖れて値上げに踏み切れないという可能性がある。）。

III 「X市及びY市における式場サービス全体の提供市場」と画定する場合

→ X市内の教会式4社のみならず、Y市内の10社という競争者も存在することになるから、3社による市場支配的状態がもたらされる可能性はさらに低下する。

- 以上のように、「一定の取引分野」とは、実質的には、当該共同行為により競争が実質的に制限されるか否かを検討・判断するための範囲（検討・判断の土俵）を意味する（東京高判平28.1.29〔サムスンSDIマレーシア事件〕参照）。

(2) 「公共の利益に反して」(④)

= 直接の保護法益である自由競争経済秩序に反することを意味する。

ただし、形式的には自由競争経済秩序に反する行為であっても、同法益と当該行為によって守られる利益とを比較衡量して、独禁法の究極の目的（一般消費者の利益の確保・国民経済の民主的で健全な発達の促進）に実質的に反しないと認められる例外的な場合を「不当な取引制限」から除外する趣旨の要件であるとも解されている（前掲・石油価格協定刑事事件【百選4】）。

- 冒頭事例の行為は一般消費者の利益にも反するため、除外される余地はない。